

平成18年度 国立大学法人東京医科歯科大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

教養教育の理念・目標に従って設定したカリキュラム・指導体制の評価、見直しを行い、教育のさらなる質の向上を図る。

体験型学習・視聴覚実習の点検・評価を行い、その拡充を図り、e-learning の教材の充実化を併せて図る。

教養部と各学部との連携教育の中で、一部実施された早期臨床体験の評価に基づき、その充実を図る。

医療人養成に必要な教育プログラム編成を行い、専門教育のカリキュラムとの調整・充実を図る。

国内外の大学との教員・学生の連携・交流を積極的に推進し、そのための大学の支援体制の強化を図る。

MD-PhD コース、DDS-PhD コースの実績を踏まえ、一貫教育のさらなる拡充を図り、両 PhD コースへの進級の動機付けのための支援体制を整える。

大学院課程

学生の派遣・受け入れの目的を明確にし、その支援体制を拡充する。

e-learning 等を活用し、社会人・社会人大学院生が履修しやすい環境を整備する。

一部研究科での「魅力ある大学院教育」イニシアチブの実施及び充実を図り、また他研究科においても検討を始める。

社会人の積極的な受け入れとプログラムの拡充に努める。

研究科内あるいは研究科間における横断的教育研究体制の整備・充実を図る。

国内外の大学との教員・学生の連携・交流を積極的に推進し、そのための大学の支援体制の強化を図る。

新たに四大学連合による教育・研究体制の構築を検討する。

MMA コースの拡充と新たに開設するコースについて検討する。

教育の成果・効果の検証に関する方策

教育の成果・効果の検証をし、全学的な評価の制度設計を行い、試行を目指す。

教育・研究・臨床等に関わるすべての広報活動・情報公開を拡充するための具体的な体制作りを行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

全学的なアドミッションポリシーのもと、在学生の就学状況・卒後の活動を把握し、入学者選抜方法の改善を行う。

全学・各学科の求める学生像に見合った入学者の選抜にあたり、在学生の就学状況、卒後の活動状況などを把握しつつ、多様な選抜方法について継続的に検討を行う。広報活動・情報公開を通して、本学の特質とアドミッションポリシーの周知を積極的に進める。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

各学部・学科が進める教育内容・教育体制を教育理念に照らして継続的に検討を行う。

医学部・歯学部が協同して、早期臨床体験や視聴覚実習の積極的な導入を図る。マルチメディア教材を作成しており、継続的にその拡充と支援体制の強化を図る。

学士課程での科学英語、医学英語の教育の充実を図り、博士課程では英語による講義の積極的な導入を図る。

自己点検・評価に従い、教育方法・教育者の評価基準を整備する。

四大学連合憲章に基づき、学士課程においては魅力ある独自の教育のプログラムの多様化を進め、博士課程においては社会のニーズに応える新たなプログラム構築を検討する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

新入生オリエンテーションにおいて患者との対話体験をさせ、引き続き、各学年ごとに医療人形成のためのカリキュラムの導入を検討する。

医学部・歯学部共に、臨床実習に進級する前、一定の期間、基礎研究、臨床研究を体験させ、その成果の取りまとめなど指導する。

医学部・歯学部が協同して、早期臨床体験や視聴覚実習の積極的な導入を図る。マルチメディア教材を作成しており、継続的にその拡充と支援体制の強化を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

学外体験実習の拡充を図るため、学外の協力施設の拡充を図る。

大学院生の教育研究環境の整備を行う。

医学部・歯学部において導入されている新カリキュラムの成績評価基準を整備する。

引き続き、教員のFD研修を積極的に進める。

引き続き、臨床実習の評価システムの実施と検証を行う。

引き続き、成績評価システムの実施と検証を行う。

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

教員の業績評価法に引き続き検討を加える。教員の選考・適正配置に公正をきす。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

教育の質の向上を図る上で、必要な教育機器・環境設備・資料の拡充を図る。

医学部・歯学部が協同して、早期臨床体験や視聴覚実習の積極的な導入を図る。マルチメディア教材を作成しており、継続的にその拡充と支援体制の強化を図る。

教育資源の有効活用を図るため、改めて教育現場の見直しを行い、施設設備の共有化や評価に基づいた配分・再配分を検討する。

教育・研究施設の共同利用・共有化の一層の推進を図る。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

既に実施されている教員の教育業績評価を見直し、新たに評価基準を作成する。これを教員のFD活動にフィードバックする。

全学的に学生による授業評価方法を構築し、教員のFD活動にフィードバックしつつ検証する。

医学・歯学教育のシラバス・カリキュラムを本学の教育の理念・目標に照らし、その整合性・妥当性について検証する。

国外の大学の教育資料の収集と分析を行い、本学の教育の内容・質の向上を目指し再検討を加える。

国内の大学の教育資料の収集と分析を行い、本学の教育の内容・質の向上を目指し再検討を加える。

医歯学教育システム研究センターの学習知識・技能に関する到達度評価方法の調査研究・開発を支援する。

引き続き、共用試験実施機構における全国共用試験に係わる研究開発並びに実施の支援をする。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

支援体制

医学部・歯学部全学合同による1泊2日の学外研修を引き続き行う。ここでは患者との対話体験、現地でのボランティア活動を体験させる。

日常的な学年担任並びに保健管理センターによる学生のメンタルヘルス・ケアのサポートを行い、この体制の強化を図る。

総合的な観点から、「スチューデント・センター」の設置に向けて具体的な検討を開始する。

修学・生活相談、健康管理

アカハラ・セクハラ相談窓口の強化を図る。

日常的な学年担任並びに保健管理センターによる学生のメンタルヘルス・ケアのサポートを行い、この体制の強化を図る。

就職・修学・経済支援

就職支援体制の確立と強化を図る。

引き続き、四大学連合の各大学が所持する学生寮の相互利用について具体的に検討する。

引き続き、四大学連合の各大学が所持する研修施設の相互利用について具体的に検討する。

一部学科の奨学制度に加え、全学的な奨学制度の検討を始める。

子供のいる学生に対する支援として保育環境の整備などの検討を進める。

留学生支援

留学センターにおける留学生の日本語教育の支援と科学英語、医学英語教育へ積極的な参加を検討する。

現在進めているマルチメディア教材の英語版については今後検討する。

カウンセリングやアドバイジングなど派遣及び受入れ学生の生活相談の充実を図る。

留学生用住居の確保等、経済的生活支援の方策を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究水準を達成するための措置

【医歯学総合研究科】

外国人を含む若手研究者の研究推進制度を多角的に検討し整備を進める。

国内外の大学との連携による研究体制のさらなる推進を図る。

【保健衛生学研究科】

看護学・検査学における実践的研究能力の育成を行うための研究システムの構築をさらに推進する。

【生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部】

連携分野の増設や教育研究基盤の整備を行う。

【生体材料工学研究所】

連携大学との連携強化や客員教員制度の積極的な活用などにより、国内外の優秀な研究者との研究交流を図る。

バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する理論を構築し、最先端素材の創出と分子デバイスから人工臓器を包含する応用研究を展開する。

【難治疾患研究所】

海外の一流研究者の招聘を行うなど、国際的な難治疾患研究体制の構築を行う。

先端研究拠点事業を推進する。

難治疾患研究を推進するために、研究体制をさらに整備するとともに、既設客員研究部門を活用し、革新的研究手法の導入及び応用研究を行う。

国内外の研究機関との連携により、骨・軟骨疾患の分子病態生理学分野の国際的な研

究拠点の形成を推進する。

【教養部】

環境問題に関する共同研究計画の検討を行い、実施する。

【附属図書館】

オンラインジャーナルや文献情報検索の充実など研究に資する図書、資料の充実を図る。

【21世紀 COE プログラム】

「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」及び「脳の機能統合とその失調」に係る研究及び人材養成をさらに発展させ、国際的な研究拠点の形成を推進する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

広報活動の強化とITの活用等により、研究成果を広く社会へ公開するとともに、社会への還元体制の充実を図る。

オープンラボの活用や知的財産本部・TLOの活用等により、産学連携を積極的に推進する。

研究成果をタイムリーにかつ的確に情報提供できる体制を整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

自己点検・評価及び外部評価などの結果を研究実施組織の検討に活用し、基礎と臨床の融合や、組織の枠を超えた研究体制の構築を図る。

国内外の大学との連携による新たな教育・研究体制の導入を図る。

研究教育活動に係る評価を研究実施体制の検討に活用するための評価制度を整備する。

国際交流協定の締結などにより、学生、教員の交流などを行い、客員教員制度や共同研究プロジェクトなどを効果的に活用することで、研究スタッフの充実を図る。

優秀な研究者を確保するため、自己点検・評価及び外部評価などの結果を活用し、インセンティブ付与を行う体制の構築についてさらに検討する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

戦略的・先導的研究活動へ重点的に研究資金を配分するための体制を整備する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

先端研究支援センター、疾患遺伝子実験センター等の学内共用施設の学部、研究科、研究所等への研究支援体制の見直しを行い、研究設備の共有化の推進等による効率的な運用と研究者へのサービスの充実を図る。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

本学の研究資源と企業ニーズのマッチングを探りライセンス活動の展開を充実させる。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

研究組織及び個々の教員の研究活動、研究実施体制、教育・診療社会貢献等に関する客観的な評価を実施する体制の構築を図る。

自己点検・評価及び外部評価結果を研究組織の見直しや重点研究プロジェクトの検討に活用する体制の整備を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

社会との連携協力のための方策

引き続き、公開講座や短期の履修コース等を開催し、本学の持つ知識、情報、技能等を積極的に社会に還元する。

企業等との連携分野の設置、関係研究機関等との連携強化等により、積極的に外部との交流を進める。

四大学が参画する大学院医療管理政策学(MMA)コースにおける教育研究を充実化し、医療制度改革に必要な諸情報の収集と行政立案に対する積極的な提言を行う。

四大学連合などの枠組みを利用し、従来の医学・歯学・保健衛生学の領域にとらわれない新たな内容の公開講座等の一層の拡充を図る。

民間資金の本格的な活用に向け、施設関連から設備関連まで検討対象を広げ、本格導入におけるメリット・デメリットについて検討する。

国際交流・協力のための方策

国内外の大学、研究機関、公的機関等との交流を深め、客員教員制度などの積極的な利用や新たな研究者派遣事業などの検討により、教育・研究・診療に係る人的交流を推進する。

国内外の優れた研究・教育拠点と連携し、本学の特色を活かした研究の成果を発信するとともに、人材育成を行うための国際的研究・教育拠点を形成する。

留学生を対象に英語による授業、演習、実習教育が恒常的に行えるよう教育体制の整備を図る。

英語による授業、演習、実習教育ができるよう教育体制の整備を図り、積極的に短期交換留学生の受け入れを推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【医学部附属病院】

病院長補佐の職務内容を具現化した上で有効に活用し、さらなる効率的な病院運営を推進する。

管理会計システムに蓄えられた情報資源の活用方法を検討する。また、平成17年度に引き続き患者別・疾患別原価計算の精度の向上を図る。

各部門毎に策定した更新5カ年計画を基に現場視察と調査の上、効率的に整備更新

を図る。

患者及び医療従事者の安全管理体制を強化するため、職員教育(研修等)を積極的に行う。また、クリティカルパスの増加を図る。

更新予定の医療情報システムにおいては、患者サービスの向上を目的としたシステムの構築を図る。

個人情報保護法に対応したシステムの構築と職員の啓発を図る。

救命救急センターを順調に稼働させ、口腔外科領域との連携を強化する。

更新予定の医療情報システムにおいて、効果的なベッドサイド入力を実現し、医療安全管理及び患者への情報提供の強化を図る。

救命救急センターにおいては、診療科枠を越えた患者中心の安全かつ迅速な医療を提供すべく、体制づくりを進める。

継続的に病診連携・病病連携を推進するため、地域医療機関に対しホームページ・パンフレット等を通じて病院情報の提供を行う。また、医療福祉支援センターの強化を図る。

両附属病院合同協力体制を検討するとともに、救命救急センターの両附属病院協力体制を確立する。

特に、抗癌剤の副作用に注目してテーラーメイド医療の実現性について検討する。

引き続き、高度先進医療の開発、専門的医療の実践のための体制の強化を図る。

最新の医療講演を開催し先端医療知識の理解と普及を図る。また、医療に関連した臨床研修を開催し医療従事者の資質の向上と医療レベルの向上を図る。

継続的に、関連施設の指導医との交流を密にし、卒前・卒後の臨床研修の質の向上を図り、指導医の育成を行う。レジデント制を盛り込んだ後期研修プログラムの確立を図る。

継続して、EPOC(オンライン臨床研修評価システム)を活用し、指導医・研修医の評価体制の充実を図る。

【歯学部附属病院】

病院長定例会を改組し、病院運営企画会議を立ち上げ、病院長のリーダーシップと管理運営機能の強化を図る。

管理会計システムから出力される豊富な情報の利用法を検討するとともに、平成17年度に引き続き原価計算の精度向上を図る。

算定チェックシステム(レセコン)を導入し、適正な診療報酬の請求強化を図る。

引き続き、歯科医療安全方策の立案や提言を行うとともに、安全管理体制の充実を図る。

患者個人情報の保護に関する教育の徹底を図る。

引き続き、病院運営効率化を促進する。

医学部附属病院との連携を強化して、安全管理面、患者サービスの向上を図る。

救命救急センターへの具体的な協力体制を構築する。

歯科器材・薬品の開発等についてのニーズ調査を行うとともに、積極的に治験の受入を行う。

現在申請中の高度先進医療を含め、新たに申請可能な先端歯科医療の開発を進める。

専門外来(息さわやか外来及び摂食リハビリテーション)のさらなる診療の充実を図るとともに、新たに睡眠時無呼吸症候群に対する専門外来の設置を検討する。

紹介先に対する情報の迅速化など紹介患者受け入れ制度の充実を図り、地域連携を強化する。

継続して、歯科器材・薬品の開発等についてのニーズの調査を行う。また、歯科材料(医療用具)が治験対象になったことに伴い、各業者に法的な治験の手続き等について指導・周知する。

臨床研修指導體制の充実を図るとともに、平成19年度以降の後期(2年次)研修の具体的な検討を行う。

臨床教育や生涯教育について、一貫した歯科教育を行う体制について検討する。

(3) 研究所に関する目標を達成するための措置

【生体材料工学研究所】

国内外の大学や研究施設との連携を強化し、バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する情報・知識の集積を図り、基礎研究・応用研究を進展させる体制を整備する。

プロジェクトラボを整備し、先端研究を積極的に推進する体制の構築を図る。

若手研究者の育成及び学生の教育体制等の見直しを進める。

組織や部門の枠にとらわれない資源配分の仕組みや、研究基盤・支援体制を再構築する。

先端医療へのナノバイオサイエンスの応用や、バイオインスパイアード・バイオマテリアルの創製と応用、バイオシステムエンジニアリングの先端医療への応用等、本研究所における重点領域について積極的に推進する。

【難治疾患研究所】

国内外の大学や研究施設との連携を強化し、研究者交流や共同研究を積極的に推進し、難治疾患の病態基盤に対する研究体制を強化する。

学術先進国との先端研究拠点事業を推進する。

先端的な難治疾患研究に対応した研究体制・研究基盤の整備を行う。

社会的ニーズに柔軟に呼応可能な研究体制の導入を図る。

疾患生命科学研究所・生命情報科学教育部との連携を強化し、難治疾患研究基盤と基礎生命科学基盤を融合した学際的研究を推進する。

若手研究者の育成及び学生の教育体制等の見直しを進める。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

教育活動の基本方針に関する具体的方策

歯科技工士学校における実習体制のあり方の検討に従って、各臨床系の分野の教員が積極的に教育に参加をする。

学校教育・運営体制に関する具体的方策

歯科技工学に係わる学問領域の見直しを図り、高度専門職業人の養成について検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

効率的な組織運営のための方策

学長を中心とした運営体制において、大学運営に関する企画立案、経営戦略の策定について検討する。

経営戦略を確実に実行していくために、国立大学法人としての教育研究活動の一層の高度化と附属病院の質の向上と効率的運用とを並行して実現させ得る仕組み作りについて検討する。

部局間の連絡調整の迅速化を強化する。

戦略的な学内資源配分の実現のための方策

学長を中心とした運営体制において、経営戦略に沿った戦略的な学内資源配分を推進する。

学長を中心とした運営体制において、教育研究等の成果に基づく重点的な資源配分を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムの構築について検討する。必要に応じ教育、研究、診療の各組織の在り方を検討し、組織体制や人員配置を見直す。

人材の適材適所の配置・再配分も含めた、教育・研究・臨床の組織体制・環境整備の見直しを行う。中でもスチューデント・センターの設置に向けて具体的な検討を開始する。

教育研究組織の見直しの方向性

海外の大学と積極的な連携を行う。

入学者選抜方法の改善、そして恒常的な教育システムの見直しを図るため、在学生の成績評価・就学態度、卒後の追跡調査などを行う。

重点的研究テーマについて、組織を超えた連携を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

全職員共通の人事に関する目標達成のための措置

民間等から収集した資料の分析及び個人評価システムの構築を検討する。

人件費のより効率的な運用を行う体制について整備する。

教員の人事に関する目標達成のための措置

公募制を導入することが適切な職種について、公募制の拡大を図る。

人件費のより効率的な運用を行う体制について整備する。

国外の任用・給与制度についての情報収集を行う。

その他の職員の人事に関する目標達成のための措置

職員の能力開発、専門性の向上を目的とした研修の充実及び継続的な実施を行う。

公募制を導入することが有意義な職種について、公募制の拡大を図る。

高年齢者雇用安定法の改正に伴い、高年齢者雇用確保措置を実施する。

専門性の向上を目的とした特定職種の職員に対する研修の充実及び継続的な実施を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織編成の方策

必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。

組織業務の恒常的な見直しを行う。

事務職員の専門性向上のための方策

事務職員の能力開発、専門性の向上のための研修を充実し実施する。

事務処理の合理化・効率化のための方策

事務処理の合理化・効率化を推進する。

外部委託が適切と判断される業務について検討する。

事務の電子情報化を推進する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策

外部資金の獲得強化のための学内連携組織の立ち上げについて検討する。

官公庁、団体からの資金情報を各研究者に逐一メールを発信しつつ、また学内説明会（科学研究費補助金）の一層の充実を図る。

本学の研究内容を広くPRし、共同研究、受託研究の確保に努める。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

高度機能を有する医療機関で実施が可能な高付加価値ドックの実現可能性について検討する。

平成18年4月の医療費改正に伴う、薬価改正の影響を最小限に留めるよう、さらに、薬品、医療材料の購入価格の見直しを図る。

算定チェックシステム(レセコン)を導入し、適正な診療報酬の請求強化を図る。

発明技術の実用化の実現に向けて、多角的なライセンス活動の展開を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

内部監査において、事務の効率化・合理化の観点から外部委託が可能な業務について検証し、効果的な外部委託の一層の推進に資するよう努める。

移転業務を円滑に行うため、医歯学総合研究棟への移転作業日程を作成するとともに、新棟企画掛(仮称)を設置する。契約方法では交渉方式をさらに推進し、平成17年度の縮減額と同等以上の節減に努力する。

平成18年度は、資産の一元管理下で、設備の稼働状況を速やかに把握し、共同利用を推進する。

平成17年度までの管理コスト削減実績を踏まえ、分析・評価を行い中期的な視点で捉えた数値目標の検討を行うとともに、引き続き削減に努める。

人件費の抑制に関する具体的方策

人件費の1%削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

財源の多様化に関する方策

確実な財源確保に向けた資金運用の実施を目指す。

学内 TLO と知的財産本部との有機的な連携及び今後の在り方、研究開発の推進などを踏まえ知的財産の財産的価値を大学全体で検討を行う。

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

資産内容を速やかに把握し、学内通知により資産の稼働状況を周知し、遊休資産を効率良く運用する。

資産運用実施体制の整備及び内容の見直し拡充を行う。

資産の効率的、効果的な運用を行うため、実施体制の再構築に向けた対象資産の見直し及び拡充の検討を行う。

本学の着実な発展を確保するため、必要となる資産の危機管理対策の確立

自然災害や事故災害などのリスク発生の可能性を把握し、その予防的措置を実施する。

リスクによる被害を調査し、事後対処法を検討する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

評価体制及び評価システムの改善充実について検討する。

インターネット等を活用し、評価結果を適切に公表する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

学長を中心とした運営体制において、評価結果の活用方策について検討する。

教職員に評価結果を周知する。

評価結果の活用状況の検証を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

全学的な情報の収集・管理体制を整備する。

中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行う。

入試情報、公開講座等に関する情報を積極的に発信する。

研究者総覧データベース(英語版)を充実する。

大学公式ホームページ(英語版)の整備を図る。

広報体制を強化する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の有効活用に関する具体的方策

全学的かつ経営的視点に立った施設運用(スペース管理)及び機能確保(質的管理)を図る。

全学または部局等で共用する教育研究スペースの拡充を図る。

施設等の維持管理に関する具体的方策

総合的な点検・保守・修繕等を計画的・効果的に実施する。

施設等の整備に関する具体的方策

教育・研究・診療に係る施設等について、中・長期的な視点で具体的な整備を実施する。

国際化、情報化の進展及び実験研究の高度化等に対応した施設整備計画を推進する。

産学官連携等に対応した整備計画を推進する。

自己財源の確保や新たな整備手法を導入した施設整備を推進する。

組織の流動化に対応したスペースを確保する。

安全(耐震性能の確保等)や環境、バリアフリー対策等に配慮した整備計画を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全管理体制に関する具体的方策

労働安全衛生管理のさらなる徹底及び点検・整備を図る。

施設等の現状を把握し、安全性を確保するため、巡回点検等を実施する。

環境安全対策を推進するため、吹付アスベストの処理を実施する。

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

49億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

予定していない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・湯島地区総合研究棟新営工事 ・小規模改修	総額 4,341	施設整備費補助金 (4,308) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (33)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

民間等から収集した資料の分析及び個人評価システムの構築を検討する。
人件費のより効率的な運用を行う体制について整備する。
労働安全衛生管理のさらなる徹底及び点検・整備を図る。
職員の能力開発、専門性の向上を目的とした研修の充実及び継続的な実施を行う。
国外の任用・給与制度についての情報収集を行う。

(参考1) 平成18年度の常勤職員数951人

また、任期付職員数の見込みを611人とする。

(参考2) 平成18年度の人件費総額見込み16,675百万円(退職手当は除く)

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	41,133
業務費	35,844
教育研究経費	3,402
診療経費	12,027
受託研究経費等	939
役員人件費	85
教員人件費	10,070
職員人件費	9,321
一般管理費	331
財務費用	1,701
雑損	0
減価償却費	3,257
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	43,440
運営費交付金収益	16,915
授業料収益	1,520
入学金収益	199
検定料収益	54
附属病院収益	21,799
受託研究等収益	939
補助金等収益	206
寄附金収益	748
財務収益	0
雑益	249
資産見返運営費交付金等戻入	118
資産見返補助金等戻入	4
資産見返寄附金戻入	145
資産見返物品受贈額戻入	544
臨時利益	0
純利益	2,307
目的積立金取崩益	0
総利益	2,307

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	51,203
業務活動による支出	36,031
投資活動による支出	4,886
財務活動による支出	5,672
翌年度への繰越金	4,614
資金収入	51,203
業務活動による収入	42,643
運営費交付金による収入	17,624
授業料、入学金及び検定料による収入	1,692
附属病院収入	21,269
受託研究等収入	939
補助金等収入	151
寄附金収入	719
その他の収入	249
投資活動による収入	4,341
施設費による収入	4,341
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4,219

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

医学部	医学科	470人（うち医師養成に係る分野 470人）
	保健衛生学科	360人
歯学部	歯学科	370人（うち歯科医師養成に係る分野 370人）
	口腔保健学科	85人
医歯学総合研究科	医歯科学専攻	95人（修士課程 95人）
	口腔機能再構築学系専攻	168人（博士課程 168人）
	顎顔面顎部機能再建学系専攻	120人（博士課程 120人）
	生体支持組織学系専攻	72人（博士課程 72人）
	環境社会医歯学系専攻	80人（博士課程 80人）
	老化制御学系専攻	40人（博士課程 40人）
	全人的医療開発学系専攻	32人（博士課程 32人）
	認知行動医学系専攻	76人（博士課程 76人）
	生体環境応答学系専攻	68人（博士課程 68人）
	器官システム制御学系専攻	116人（博士課程 116人）
	先端医療開発学系専攻	84人（博士課程 84人）
保健衛生学研究科	総合保健看護学専攻	58人〔うち修士課程 34人 博士課程 24人〕
	生体検査科学専攻	42人〔うち修士課程 24人 博士課程 18人〕
生命情報科学教育部	バイオ情報学専攻	53人〔うち修士課程 32人 博士課程 21人〕
	高次生命科学専攻	48人〔うち修士課程 30人 博士課程 18人〕
附属歯科技工士学校	60人	